

3 月決算の法人に関する法人税申告期限の延長

1. Code M の法人に関する法人税申告期限の延長

香港税務局は 2022 年 10 月 19 日、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、Code M（決算期が 3 月）の法人について、2021/22 年度の法人税申告期限を以下の通りに延長すると発表しました。香港税務局は、申告期限は延期したものの、できる限り早めに申告書を提出することを勧めています。

会社の決算期	本来の税務申告期限	2021/22 年度の申告期限
3 月 (Code M)	2022 年 11 月 15 日	2022 年 11 月 30 日

2. 最低賃金を 40 香港ドルへ引き上げ

香港の法定最低賃金水準を検討する最低賃金委員会は 2022 年 10 月 13 日、37.50 香港ドルとなっている現行の 1 時間当たりの最低賃金を 40 香港ドルへ引き上げることを政府に勧告することで合意しました。2023 年 5 月から適用される見通しで、4 年ぶりの引き上げとなります。

最低賃金の見直しは 2 年ごとに行われ、本来であれば 2021 年にも改定されるはずでしたが、新型コロナウイルスの影響により景気が著しく悪化したことから据え置きとなっていました。

3. 会社登記局のフォームが改訂

個人情報保護の観点から、2022 年 10 月 24 日より会社登記局に提出するフォームの改訂が行われました。これにより、役員の住所の表記が居住住所から連絡先住所に変更される、これまで全て表示されていた香港 ID 番号及びパスポート番号が一部のみの表示となる等の改訂が行われています。新しいフォームについては、会社登記局のウェブサイト (<https://www.cr.gov.hk/en/form.htm>) で確認することができます。

今回の改訂により、10 月 24 日以降は改訂前のフォームによる申請が受理されなくなっているため留意が必要です。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室
電話：+852-2156-9698
担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士
ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。